

# 地域再犯防止推進モデル事業成果報告書

## 1 事業実施団体名

愛知県

## 2 事業名称

刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業

## 3 事業の目的

刑務所出所者を始めとする保護観察及び更生緊急保護の対象者（以下、「刑務所出所者等」という。）の職場定着に向けた支援を実施することにより、職場への定着性を高めるとともに、支援期間中に離職した者に対しては、個別に就労支援メニューを策定のうえ刑務所出所者等就労支援事業（※）に引き継ぐなど適切なフォローアップを実施することで安定的な生活を維持させ、再犯防止に資する。

また、協力雇用主について、刑務所出所者等の雇用に関して生じる問題や不安等を継続的に相談できる体制を作ることで、対象者雇用の促進を図る。

※ 刑務所出所者等に対して、ハローワーク及び保護観察所等が連携し、職業相談・紹介等の支援を行うことにより、就労と自立を図ることを目的とした国の事業。

## 4 事業実施の背景

- (1) これまで、犯罪をした者等の再犯の防止は、国の機関を中心として取り組まれていたが、「再犯の防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体においても、その地域の状況に応じた施策を策定・実施することとされた。
- (2) 愛知県に居住する刑務所出所者等のうち、平成27年度から同29年度まで協力雇用主のもとに雇用された者について調査した結果、職場定着期間は平均3.7か月と短い上、3か月未満に退職した者は59.4%を占め、本事業を実施する期間と同一の1年6か月（平成28年4月から同29年9月まで）で見れば、6か月以上同一職場で就労を継続した者は4.8%に過ぎず、刑務所出所者等就労支援事業を受ける等して就職しても、職場の人間関係等を理由として早期に退職する者が多いことが判明した。
- (3) 協力雇用主に対する質問紙法及びインタビュー調査を行った結果、50.5%の協力雇用主が、刑務所出所者等に対する指導や助言をしてくれる職場外の支援者を望み、併せて、39.6%の協力雇用主が困ったときに相談にのってくれる支援者を望んでいることが判明した。また、協力雇用主同士で知見や経験の情報共有や雇用に係る不安軽減を図るためのネットワーク構築を望んでいる意見も少なからずあることが判明した。
- (4) こうしたことから、①職場定着を図ることを目的として刑務所出所者等に対し継続的に指導や助言をする職場外の支援者がいないこと、②同様の目的で協力雇用主が継続的に相談できる支援者がいないこと、③協力雇用主同士が知見や経験の情報共有ができる効果的なネットワークが構築されていないことが課題であった。

## 5 取組実績

### ■ 取組内容①

愛知県内に居住する刑務所出所者等のうち、協力雇用主のもとに雇用された者で、かつ、本事業による支援に同意している者を支援の対象者とした。

特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構に2名の職場定着支援員を配置し、同支援員が支援対象者と月1回以上の直接対話を原則とした面談等を行い、雇用継続に係る課題への対処や就労意欲の維持・喚起等、職場定着に向けたフォローアップ支援を実施した。

支援期間は、原則3か月（その期間中に保護観察又は更生緊急保護の期間が終了する場合であっても支援開始から3か月）とし、3か月经過時点において保護観察又は更生緊急保護の期間内である場合で、引き続き支援の必要があると判断されたときは、さらに3か月延長して支援を実施した。

初回の面談時に支援計画書を作成し、毎月、支援の状況をフォローアップ報告書にまとめ、必要に応じて支援計画の見直しをしたほか、支援終了時には支援対象者に対するヒアリング調査を行った。

実施期間：平成31年4月8日～令和2年9月30日

事業実施主体：特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
刑務所出所者等への職場定着支援件数	件	目標	—	230	88	
		実績	—	415	249	

## ■ 取組内容②

刑務所出所者等を雇用している協力雇用主であり、かつ、本事業による支援について同意している者を支援の対象とした。

特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構に配置された前記の支援員が、支援対象者と月1回以上の直接対話を原則とした面談等を行い、被雇用者の問題行動や就労意欲の維持に係る対応方法など、雇用継続にあたり必要な助言及び情報提供を実施した。さらに、協力雇用主からの相談を受け、社会保険労務士の情報を提供し、社会保険労務士から協力雇用主に対して解決に向けた助言がなされた。

実施期間：平成31年4月8日～令和2年9月30日

事業実施主体：特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
協力雇用主へのフォローアップ実施件数	件	目標	—	230	88	
		実績	—	338	226	

## ■ 取組内容③

・県内を名古屋・尾張・三河の3ブロック程度に分割し、ブロック毎に協力雇用主の相互ネットワークを構築した上で、刑務所出所者等の雇用に係る情報や経験を共有するための研修会等を開催した。研修会では、刑務所出所者等の雇用に関する事例検討や意見交換を行い、被雇用者の問題行動の解決策や職場定着した成功事例の共有を図った。

ア 対象者

愛知県内に事業所を持つ協力雇用主 各回20人程度

イ 開催回数等

名古屋・尾張・三河の3ブロックのブロック毎に1回ずつ、各年度で計3回実施した。

ウ 開催状況

R1年度

R1.10.23 場所：更生保護施設岡崎自啓会 出席者（三河ブロック）：20人

R1.11.29 場所：名古屋保護観察所 出席者（名古屋ブロック）：20人

R2.1.24 場所：名古屋保護観察所 出席者（尾張ブロック）：22人

R2年度

R2.9.17 場所：名古屋保護観察所 出席者（尾張ブロック）：24人

R2.10.2 場所：名古屋保護観察所 出席者（名古屋ブロック）：22人

R2.10.15 場所：豊橋地方合同庁舎 出席者（三河ブロック）：23人

事業実施主体：特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
ネットワーク研修会の開催回数	回	目標	—	3	3	
		実績	—	3	3	

## 6 成果

### (1) 成果目標達成状況

成果指標① 刑務所出所者等に対する支援

成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
刑務所出所者等の支援対象者実人数	人	目標		70	36	
		実績		72	40	
3か月以内の退職者を6割弱から4割台に減少させる	%	目標	—	4割台		累積値
		実績	59.4%	24.7%		
職場定着の平均期間を4か月以上にする	月	目標	—	4か月以上		累積値 ※
		実績	—	5.4か月		
6か月以上職場に定着できた者が占める割合を10%に向上させる	%	目標	—	10%		累積値 ※
		実績	—	60.3%		
支援を受けたことによる不安や不満の軽減等の効果	ヒアリング調査：110件 98.2%が効果ありと回答					支援終了時に支援対象者毎にヒアリング調査を実施。左記はその累積値。

※ 平成31年4月から令和2年3月末までに支援を開始した者で算出

成果指標② 協力雇用主に対する支援

成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
支援を受けたことによる不安や不満の軽減等の効果			ヒアリング調査：114件 100%が効果ありと回答			支援終了時に支援対象者毎にヒアリング調査を実施。左記はその累積値。

成果指標③ 協力雇用主ネットワーク研修会

成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
研修会参加者のうち、「役に立った」者の割合	%	目標	－	80.0%以上		累積値
		実績	－	94.9%		

※ 成果指標設定理由

成果指標①：刑務所出所者等の職場定着を向上させる効果があったかどうか検証するため。

・過去に協力雇用主のもとへ雇用された刑務所出所者等の職場定着状況について調査した結果、退職時期が3か月以内に集中する一方で、6か月以上職場に定着した者が少ないことから、3か月以内に退職した者の割合、6か月以上職場に定着した者の割合、更に平均定着期間の3項目において指標を設定することで、本事業による職場定着の向上の状況を把握できると考えた。

なお、職場定着支援は、平成31年4月から開始し、令和2年9月末で終了することから、令和2年の支援開始時期によっては3か月しか追跡調査できないこともあり、本事業で算出する平均職場定着期間は、平成31年4月から令和2年3月末までに支援を開始した者によることとした。

・支援が適切に行われたかどうかについても検証するため、支援終了時に支援対象者に対するヒアリング調査を行い、支援を受けたことにより不安・不満の軽減・就労意欲の向上等に効果があったと思えた者の割合も指標として設定した。

成果指標②：職場定着支援を受けたことにより協力雇用主の負担が軽減されたかどうか検証するため。

・協力雇用主に対する実態調査において、半数以上の協力雇用主が職場外の支援者による指導・助言を希望していることから、職場定着を図るために協力雇用主は負担を抱え込んでいると考えられた。支援終了時に支援を受けた協力雇用主にヒアリング調査を行い、負担が軽減したと思えた者の割合を指標として設定した。

成果指標③：協力雇用主ネットワーク研修会の方法や内容が適切で効果的なものであったか、協力雇用主のニーズを満たすものであったか検証するため。

## (2) 成果指標以外の成果

- ① 支援員が適切かつ積極的に支援を行うことで、刑務所出所者及び協力雇用主が進んで支援の延長を希望するケースが増え、刑務所出所者等及び協力雇用主に対する支援件数が目標を大きく上回った。
- ② 支援終了時のヒアリング調査結果により、支援を受けて役立ったと思える項目として、相談できる支援員がいることで支えになったという「心情面の負担の軽減」(77件)が最も多く、家族・職場・友人以外の相談相手として支援員が重要であり、孤独感の解消につながったと考えられる。
- ③ 協力雇用主に対するヒアリング調査結果によっても、「心情面の負担の軽減」(69件)が最も多く、刑務所出所者等の思いや考えを支援員から聞いたり、刑務所出所者等へ支援員が助言したりすることが高く評価されたと考えられる。
- ④ 刑務所出所者等が協力雇用主のもとから離職したケースが少数あったが、
  - ア 離職した者に対して、刑務所出所者等就労支援事業に引き継ぎ、別の協力雇用主のもとへ就職し、ここで職場定着支援を実施して安定的な生活を継続させた。
  - イ 協力雇用主が貸与した道具又は通勤車両等を返却しないまま離職した支援対象者に対し、返却を促し、ときには、返却に付き添うなどした。
  - ウ 協力雇用主から、離職して連絡が取り難くなった刑務所出所者等の未払い給料の扱い等について相談を受け、社会保険労務士の情報を提供して、協力雇用主を社会保険労務士に繋いだケースもあり、協力雇用主の負担を軽減した。
- ⑤ 刑務所出所者等から保護観察官が支援に対する同意書を徴した後、支援員の初回面接までに時日を要したり、刑務所出所者等に常時接する現場の責任者と雇用主との間に情報共有や考え方に齟齬があつて雇用主を通じた介入が現場の責任者に行きわたらなかつたりしたことから早期離職に至った者があつた。中間評価の際に、こうした課題を抽出し、直ちに初回面接すること、当初から雇用主と現場責任者が共通認識を持つよう働きかけること等の解決策を講じることとしたため、その後こうした問題は生じなくなった。
- ⑥ 問題が深刻化した段階で相談が持ち込まれる場合があつたこと、刑務所出所者等の属性によっては多数回の直接面談が必要な者もいるが、支援員の人数に限られていること、といった課題も同様にして中間評価の際に明らかになった。そこで、支援開始当初における刑務所出所者等及び協力雇用主双方に対して信頼関係作りに特に配慮し、問題が起きても小さな段階で相談を受けられるようにすること、緩急を付けた対応をし、直接面談の要否や時期を見定め、より適切で効果的なタイミングで直接面談を行うほか、電話による接触も効果的に行うことの対策を講じることとした。こうしたことによって離職を防ぐことができたと考えられる事例が散見された。
- ⑦ 支援のあり方をめぐって、2人の支援員による平素の協議はもとより、事業実施主体である特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構の部内でも、常時協議を行った。また、毎月の支援の経過を記録したフォローアップ報告書は写しを保護観察所に提供し、その都度、保護観察官による助言を受けただけでなく、支援員は平素から保護観察官との連携を密にした。こうしたことから、支援のあり方を絶えず見直し、より効果的な支援を行うことができただけでなく、常時10～15人ほどの刑務所出所者等(協力雇用主を合わせるとその倍)を支援している支援員の孤立を防ぐことにもなった。
- ⑧ 刑務所出所者等は、保護観察官や保護司、あるいは更生保護施設で生活中的の者は更生保護施設職員により、生活全般にわたる指導を受け、中でも保護観察中の

者は遵守事項を遵守するよう指導され、これに違反したときは不利益措置も受けることとなっているが、支援員は、就労という特化された領域で、しかも「指導」する権限はなく、「支援」に集約された方法で、職場定着という単一の目的に向けた関りを持った。支援員のそうした立場が、刑務所出所者等との信頼関係を構築しやすくし、刑務所出所者等が隔意のない相談を進んでするようになったことも、成果を上げた要因の一つとして考えられる。支援員のこうした立場が奏功したことは、協力雇用主においても同様であったと考えられる。

なお、支援員は、相談業務の知見と経験があり、かつ、犯罪・非行をした者と直接関わった経験のある者を、本事業実施のために事業実施主体が採用したが、支援員に適任者を得ることも、成果を上げる重要な要因の一つであったことは言を待たない。

- ⑨ 保護観察及び更生緊急保護の期間は法律で限定されていることから、その期間を経過すると保護観察官や保護司による支援は終わってしまう。そこで、本事業による支援は、保護観察及び更生緊急保護の終期にかかわらず、3か月を担保する、必要が認められたときは更に3か月延長できるものとして制度設計した。支援の期間中に保護観察又は更生緊急保護の終期を経過する者が少なからずいたが、その終期後も支援を継続できたことが、前記した成果を上げた要因の一つでもあったと考えられる。また、この点について、保護司からも高く評価された。
- ⑩ ネットワーク研修会参加者の、約76%が「他の協力雇用主の意見や経験談を聞き参考になった」と、約56%が「協力雇用主あるいは他の協力雇用主会と今後の情報交換、情報共有の場を持ちたい」と回答した。

### (3) 最終成果物

事業実施状況報告書及び効果検証結果は、令和2年11月6日に開催された第6回愛知県再犯防止連絡協議会会議資料として、愛知県のホームページに掲載される予定である。

なお、最終成果物については、事業実施主体である、特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構が効果検証結果を再度精査の上、同機構から提出を受ける予定であるため、事業完了報告書の提出時に添付したい。

## 7 効果検証実施結果

### (1) 効果検証実施方法

#### ■ 成果指標①

- ① 活動指標に係る目標の達成原因又は未達成原因を明らかにするために、本事業の支援対象候補者のうち、支援に同意した事例と同意しなかった事例のなかから、次の項目について分析を行う。
- ・支援対象候補者の選定方法及び選定手続き
  - ・説明の方法（保護観察官又は就職支援員が面談又は電話、担当保護司を介して）
- ② 成果指標に係る目標の達成原因又は未達成原因を明らかにするために、支援を実施したすべての者について、支援開始当初に作成される支援計画書・対象者毎に毎月作成されるフォローアップ報告書・支援終了時に作成されるヒアリング調査票等から次の検証を行い、効果的な支援方法や支援の成否となる要因等を総合的に分析する。

#### 【成果指標の数的検証】

成果指標の各指標（末尾の指標を除く）の数値を算出し、そのうち3か月

内に退職した者、6か月以上継続した者、平均定着期間について、平成27年度から同29年度までに協力雇用主に雇用された者と比較し、職場定着状況を分析する。

また、対象者が支援を受けて役立ったと思われた複数の項目（不安や不満の軽減等）について集計し、最も役立ったと思われた項目の抽出及び定着期間との相関性を分析する。

**【成果指標の質的検証】**

- ・ 3か月以内の短期離職者の離職理由
- ・ 6か月以上継続した者の継続理由
- ・ 就労意欲を継続又は向上させるための効果的な支援方法

- ③ 上記①②の検討を踏まえた上で、いつ支援を開始し、支援実施中はどのようなタイミングで、どのような支援を実施すれば、より事業の成果が高まるかを検討する。また、より効果的な事業を展開するうえでの課題は何かを明らかにし、その課題の解決策について検討する。

■ **成果指標②**

- ① 活動指標に係る目標の達成原因又は未達成原因を明らかにするために、職場定着支援件数及び支援期間との関係、協力雇用主の同意の有無、協力雇用主への接触頻度、接触方法を検討する。
- ② 成果指標に係る目標の達成原因又は未達成原因を明らかにするために、支援を実施したすべての者について、支援計画書・フォローアップ報告書・ヒアリング調査票等から下記の検証を行い、効果的な支援方法は何か、支援の成否となる要因は何か等を総合的に分析する。

**【成果指標の数的検証】**

協力雇用主が支援を受けて役立ったと思われた複数の項目（不安や不満の軽減等）について集計し、最も役立ったと思われた項目の抽出及び定着期間との相関性を分析する。

協力雇用主からの相談に対して弁護士や社会労務士に情報を提供した件数と、そのことにより協力雇用主の負担が軽減したと認められる件数を集計する。

**【成果指標の質的検証】**

協力雇用主への効果的なフォローアップ方法

- ③ 上記①②の検討を踏まえた上で、支援実施中はどのようなタイミングで、どのようなフォローアップを実施すれば、より事業の成果が高まるかを検討する。また、より効果的な事業を展開するうえでの課題は何かを明らかにし、その課題の解決策について検討する。

■ **成果指標③**

- ① 活動指標に係る目標の達成原因又は未達成原因を明らかにするために、研修会の開催時期、開催場所、開催時刻、参加を求めた対象、案内人数、案内の時期、出席者数を検討する。
- ② 成果指標に係る目標の達成原因又は未達成原因を明らかにするために、ネットワーク研修会出席者から徴したアンケートから、「役に立った」と回答した者の割合、何が「役に立った」か、何が「役に立たなかった」か等を総合的に分析する。また、より効果的なネットワーク構築を図るうえでの課題は何かを明らかにし、その課題の解決策について検討する。

■ **意見聴取・検証方法**

設定指標①及び②の成果指標の検証に当たっては、効果検証の実施方法や各指標の数値算出に関する助言、各指標から算出された数値結果及び解釈・評価・課

題に関する助言、ヒアリング調査等からの質的検証によるデータ分析と解釈、モデル事業実施時に作成された各報告書から得られた事業の効果・課題及び解決策に関する助言、取りまとめた効果検証結果に対する講評、今後の展開に向けた助言等を、複数の学識経験者（愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科松宮朝准教授及び同中尾友紀准教授）から意見聴取する。また、検証結果を愛知県就労支援連絡会議及び愛知県再犯防止連絡協議会に報告する。

## (2) 効果検証実施結果

### ■ 成果指標①

支援対象者の選定方法、選定手続き及び説明の方法は適切に行われたこと、加えて、事業実施の経過に伴う事例の蓄積が共有されたことにより、より同意が得られ易くなったことから、活動指標に係る目標が達成できたと考えられる。

過去に雇用された刑務所出所者等の職場定着状況と、本事業を実施した者との職場定着状況の比較における短期離職者が占める割合及び平均定着期間のいずれも大きく改善されている。特に、就労直後、初期の支援が重要であること、そのことにより定着数を高めていることを確認することができる。

雇用された側から見て、就労継続要因として考えられることは、第一に、家族でも友人でも職場関係者でもない第三者の立場にある支援員に職場以外の場所で話せたこと、第二に、支援員によるアドバイスで、上司や同僚とのコミュニケーションスキルが上がっていたこと、第三に、支援員が雇用主等との関係を具体的に調整したことから、刑務所出所者等に成功体験が積み重ねられ、就労意欲の向上につながり、離職に歯止めがかかったと考えられる。

一方で、短期離職者の離職理由の大半が、無断欠勤して音信不通になり解雇に至っていることから、支援を拒否し支援が届かなく場合もあることが課題と考えられる。

### ■ 成果指標②

雇用主側から見て、就労継続要因として考えられることは、第一に、支援員に話ができたと、第二に、支援員から対象者に関する情報が得られたこと、第三に、支援員が対象者との関係を具体的に調整したことである。

### ■ 成果指標③

約95%の出席者が「役に立った」と回答し、また、約76%が「他の協力雇用主の意見や経験談が聞けたこと」が参考になったと回答したほか、約56%が「協力雇用主あるいは他の地区の協力雇用主会と今後の情報共有の場を持ちたい」と回答していることから、協力雇用主は、相互の情報交換・情報共有の場を持つことを望み、こうした機会が設けられると満足度が高くなると考えられる。

一方で、協力雇用主の情報共有等の場にもなる地区協力雇用主会があるが、未加入の協力雇用主もいること、そもそも地区協力雇用主が組織化されていない地域も少なくないこと、同じ地区内の協力雇用主の垣根を越えて、他の地区の協力雇用主と交流する機会は多くないことから、今後、協力雇用主が幅広く交流できる場を継続的に作ることの重要性が浮き彫りになった。

なお、以上の詳細については、別添『「地域再犯防止推進モデル事業（刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業）」に係る効果検証結果』を参照。

## **8 他<sup>1</sup>の地方公共団体が事業を実施する上での参考事項**

- ① 刑務所出所者等及び協力雇用主双方に対し、支援員が月1回以上の面談等を行い、双方が職場以外の相手に話せる機会を設け、適切な助言及び調整等による職場定着支援を実施することで、刑務所出所者等の職場定着状況が大幅に向上した。
- ② 支援対象者については、ヒアリング調査の結果から、職場定着支援事業が、トラブル解消（雇用主との関係調整、同僚との関係調整）、給料・雇用契約関係の調整、業務に関する悩みの調整、それらの支援を基盤とした離職の歯止めとなるアドバイス、コミュニケーション方法の伝達といった行動療法的なアドバイス、心理的負担の軽減の効果があり、支援対象者の就労意欲の向上及び就労継続につながったことが明らかになり、3か月以内の退職者が大幅に減少し、職場定着期間が延伸したことが明らかとなった。
- ③ 協力雇用主については、今まで、継続的に相談等ができる機会がほとんどなかったため、職場定着支援事業による協力雇用主への支援により、支援員に話ができ、さらに、支援対象者に関する情報を支援員から得たり、支援員が対象者との関係を具体的に調整してくれたりしたことで、雇用に係る不安が軽減でき、支援対象者の職場定着につながったことが、ヒアリング調査の結果等から明らかになった。